

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(国土交通省)

制度名	PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設						
税目	法人税						
要望の内容	<p>PFI事業が実施される公共施設等のうち、大規模修繕が必要となるものについては、PFI事業者が将来における大規模修繕に備えるため、一定期間準備金を積み立てる必要があるが、現行税制においては、そのような準備金の損金算入が認められていない。</p> <p>PFI事業者の準備金積立を促進し、PFI事業による公共施設等の適切な維持管理を確保するため、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設けることを要望するもの。</p> <p>大規模修繕が行われる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設ける。</p>						
新設・拡充又は延長を必要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 60%;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="padding: 5px; width: 20%;">— 百万円</td> <td style="padding: 5px; width: 20%;">(— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円	(— 百万円)	
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円	(— 百万円)					
今回 の要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">政策体系における政策目的の位置付け</td> <td style="width: 80%; padding: 5px;">政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効率的に推進するに包含</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">政策の達成目標</td> <td style="width: 80%; padding: 5px;">【日本再生戦略】 2010～2020 年のPFI事業規模：少なくとも約 10 兆円以上</td> </tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効率的に推進するに包含	政策の達成目標	【日本再生戦略】 2010～2020 年のPFI事業規模：少なくとも約 10 兆円以上		
政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効率的に推進するに包含						
政策の達成目標	【日本再生戦略】 2010～2020 年のPFI事業規模：少なくとも約 10 兆円以上						

	租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	無期限 2010～2020年のPFI事業規模：少なくとも約10兆円以上
	政策目標の達成状況	99年末～09年末（11年間）のPFI事業規模（累計）は約4.7兆円と見込まれる。
有効性	要望の措置の適用見込み 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	大規模修繕が必要な公共施設等におけるPFI事業における、大規模修繕について、措置の適用が見込まれる。 大規模修繕が必要となる公共施設等について、準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図り、大規模修繕の必要なPFI事業の安定的な運営を通じて、PFI事業投資への魅力を高め、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置 予算上の措置等の要求内容及び金額 上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし なし —
	要望の措置の妥当性	大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理を図ることができる。また、PFI事業のより安定的な運営が可能となり、大規模修繕の必要なPFI事業の増加を見込むことができることから、要望は妥当。
関連する事に実績と効果を用いた租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績	—

	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—